

大警協発第27号
令和5年5月8日

会 員 各 位

(一社)大阪府警備業協会
会 長 豊 田 正 継

新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う
教育現場におけるマスク着用の考え方について

拝啓 時下ますます御清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は、協会運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月2日付で発出しました「教育現場におけるマスク着用の考え方について」(大警協発第234号)において、当協会で講習を受講される方には、マスクの持参及び着用の徹底をお願いしたところでございます。

この度、政府によりますと、新型コロナウイルス感染症は5月8日から5類感染症に移行されました。それに伴い、当協会で行う**学科講義の受講時のマスク着用は個人の判断に委ねる**こととします。しかし、至近距離で他人と接触する機会がある**実技訓練については、当分の間、引き続きマスク着用**で行うこととしておりますので、基本的な感染対策に加え、**マスク持参の徹底**をよろしくお願いいたします。

なお、政府の方針、社会情勢の変化などによっては、変更を検討することとしております。

皆様方におかれましては、業務多忙の折、誠に恐縮に存じますが、当協会の講習が安全に実施できますよう、周知徹底方ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬 具